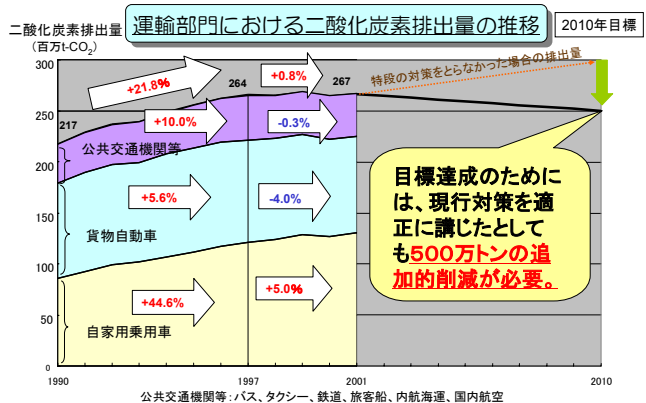


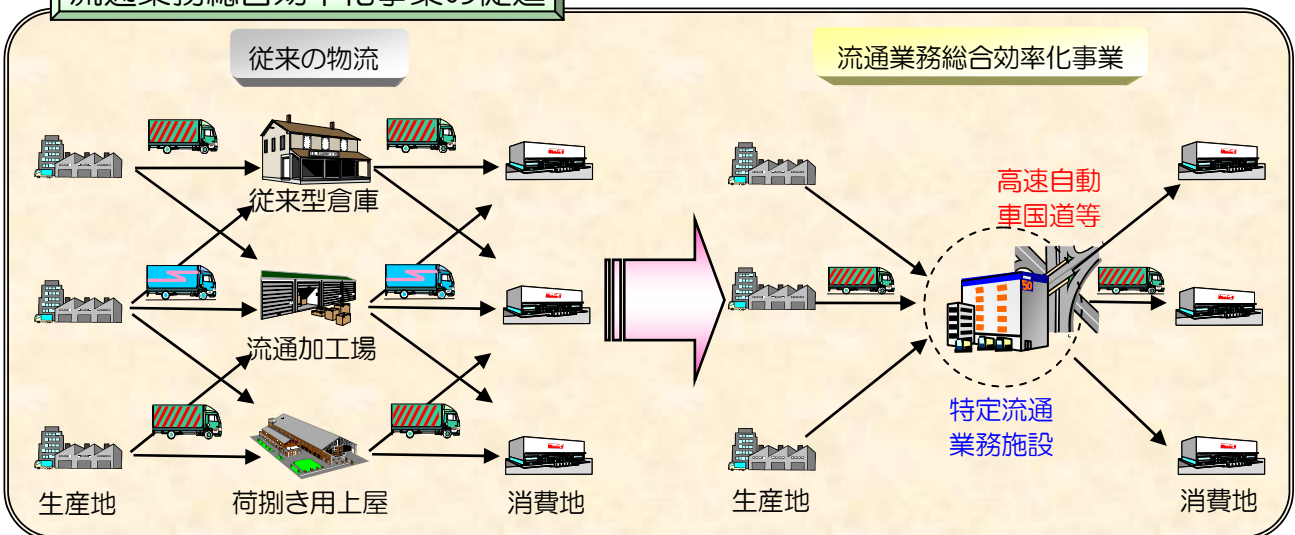
## ●流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律案

流通業務の総合的かつ効率的な実施が我が国の国際競争力の強化及び環境負荷の低減に資することにかんがみ、高速自動車国道・港湾等の社会資本の近傍に立地する流通業務施設を利用して行う流通業務総合効率化事業について、倉庫業の登録等に係る申請手続の免除、中小企業信用保険の同額別枠化、食品流通構造改善促進機構による債務保証等所要の措置を講ずる。

京都議定書の発効を踏まえ、運輸部門におけるCO<sub>2</sub>排出量を削減するためには、経済効率性と環境への負荷の低減が両立する物流分野での対策が不可欠。



### 流通業務総合効率化事業の促進



効果

特定流通業務施設を活用した配送の合理化  
情報システム導入等による在庫管理の適正化

物流の効率化

環境負荷低減

### 支援措置

- 物流関係事業に係る許可等の特例
  - ・倉庫業、貨物利用運送事業、貨物自動車運送事業の許可等を一括で付与。
- 流通業務施設整備等に係る資金調達の支援
  - ・中小企業信用保険の拡充を通じた中小企業者による資金調達の円滑化等。
  - ・食品流通構造改善促進法の特例による食品生産業者等への債務保証等。
- 土地利用規制（都市計画法、工場立地法等）適用上の配慮
  - ・特定流通業務施設の建設に係る開発許可等について配慮。